

豊頃町省エネ家電買換え支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格及び物価高騰対策として、エネルギー消費性能に優れた家電への買換えによるエネルギー利用の合理化促進を図り、町民生活を支援するとともに、本町の二酸化炭素排出量の削減を推進するため、予算の範囲内において、豊頃町省エネ家電買換え支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、豊頃町補助金等交付規則（平成12年豊頃町規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 省エネ家電 別表第1に掲げる要件を満たす製品をいう。
- (2) 統一省エネラベル エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく小売事業者表示制度に基づくものをいう。
- (3) 省エネ基準達成率 日本産業規格C9901に定められた式により算出されたものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 豊頃町に住民登録がある個人であること。
- (2) 補助対象者及び補助対象者の同一世帯員が町税、その他市区町村に対する債務の履行を遅延していないこと。
- (3) 補助金の申請を行おうとする省エネ家電の購入費用について、国又は地方公共団体が行う他の補助制度により補助を受けていないこと。
- (4) 補助対象者又は補助対象者の同一世帯員が補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象家電)

第4条 補助の対象とする省エネ家電は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 新品であること。
- (2) 令和7年2月1日から令和7年3月31日までの期間に購入及び納品したものであること。
- (3) 自らが居住する町内の住宅に設置するものであること。
- (4) 家電製品取扱店舗で契約、購入したものであること。（インターネットオークション、オンライン購入、フリマアプリ、個人売買したものは対象外とする）
- (5) 買換え前の既存家電製品が別表第2に掲げる要件を満たし、特定家庭用機器再生商品化法（平成10年法律第97号）に基づき適正に処理されていること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、買換えを目的とする省エネ家電（付帯するリモコン、配線等を含む）の購入経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、設置及び配送に要する経費、並びに買換え前の既存家電製品の撤去に要する経費は補助対象外とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額及び補助限度額は、別表第1に掲げるとおりとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、豊頃町省エネ家電買換え支援事業補助金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、令和7年2月1日から令和7年3月31日までの期間に町長に提出しなければならない。

- (1) 省エネ家電を購入した際の領収書又は納品書等の写し（購入代金、購入年月日又は納品日、購入店舗、購入者、購入した省エネ家電の製造メーカー及び型式が確認できる書類）
- (2) 省エネ家電を購入した際の統一省エネラベルが確認できる書類等
- (3) 買換え前の既存家電製品の購入年月日がわかる書類又は製造メーカー及び型式が確認できる書類等
- (4) 買換え前の既存家電製品をリサイクルした際の家電リサイクル券控えの写し
- (5) 省エネ家電を購入した後の設置場所がわかる書類等

(6) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、交付申請を先着順で受け付けるものとし、受け付けた補助金の交付申請額の合計が予算の範囲を超えるときは、その受付を停止するものとする。ただし、同日に複数の交付申請があった場合であって、それらの交付申請を全て受け付けると補助金の交付申請額の合計が予算の範囲を超えることとなるときは、それらの交付申請は同着とみなし、抽選によって、当該同着の交付申請のいずれを受け付けるか決定する。

3 町長は、前項ただし書の規定により抽選を行った場合は、当該抽選の対象となった者に対し、その結果を文書にて通知するものとする。

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、豊頃町省エネ家電買換え支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、補助金の不交付を決定したときは、豊頃町省エネ家電買換え支援事業補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 町長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取り消し)

第10条 町長は、第8条第2項の規定による補助金の交付決定を受けたもの（以下、「交付決定者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、豊頃町省エネ家電買換え支援事業補助金交付決定取消し通知書（別記様式第4号）により交付決定者に通知する。

(補助金の返還)

第 11 条 町長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて当該補助金の返還を交付決定者に命ずることができる。

2 交付決定者は、前項の規定による返還命令を受けたときは、期限内に当該補助金を町長に返還しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 12 条 交付決定者は、補助金の交付決定を受けて取得した機器について、エアコン及び電気冷蔵庫にあっては当該交付決定の日から起算して 6 年間、テレビにあっては当該交付決定の日から起算して 5 年間、返品し、譲渡し、交換し、貸し付け、転売し、廃棄し、又は担保に供してはならない。ただし、天災等による破壊等自己の責めに帰すべき事由以外の事由により補助金の交付を受けて取得した機器を処分する場合にあっては、この限りではない。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日をもって失効する。

(経過措置)

3 前項の規定によるこの告示の失効の際現に第 8 条の規定により補助金の交付決定を受けている者については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表第1（第2条、第6条関係）

補助対象 省エネ家電	統一省エネラベル		補助金の額	補助限度額
	目標年度	省エネ基準 達成率		
エアコン	2027年度	100% 以上	補助対象経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）	10万円（町外購入の場合は5万円） ※町内、町外通して10万円
電気冷蔵庫	2021年度			
テレビ	2026年度			

注 「町外購入」とは、町外事業者からの購入をいう。

別表第2（第4条関係）

買換え前の既存家電製品	対象要件
エアコン	申請日から起算して、購入年月日又は製造年月日から7年以上経過しているもの
電気冷蔵庫	申請日から起算して、購入年月日又は製造年月日から7年以上経過しているもの
テレビ	申請日から起算して、購入年月日又は製造年月日から6年以上経過しているもの

別記様式第 1 号（第 7 条関係）

豊頃町省エネ家電買換え支援事業補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

豊頃町長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

生年月日

豊頃町省エネ家電買換え支援事業補助金の交付を受けたいので、豊頃町省エネ家電買換え支援事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請及び請求します。

記

1 購入製品

省エネ家電	製造メーカー	型式	製造番号	本体購入価格（税込）
エアコン				円
電気冷蔵庫				円
テレビ				円
(注) 次の費用は、本体購入価格に含みません。 ・設置、配送に係る経費 ・機器のリサイクルに係る経費			合計額 (A)	円

2 購入年月日及び購入店舗

購入年月日	年 月 日
購入店舗	町内・町外 店舗名：

3 補助金申請・請求額

補助金の額	補助率適用額	(A) × 1/2 = 円 (B)
	(B) の 1,000 円未満切捨て額	円 (C)
	補助限度額	円 (D)
	補助金申請・請求額	(C)、(D) のいずれか少ない額 円

4 添付書類（下記書類を全て確認の上、□に✓を付けてください。）

- ☐ 省エネ家電を購入した際の領収書・納品書等の写し
- ☐ 省エネ家電を購入した際の統一省エネラベルが確認できる書類等
- ☐ 買換え前の既存家電製品の購入年月日がわかる書類又は製造メーカー及び型式が確認できる書類等
- ☐ 家電リサイクル券控えの写し
- ☐ 省エネ家電を購入した後の設置場所がわかる書類等

5 補助金振込口座

振込先口座	金融機関名	銀行・信金・農協・漁協 支店		
	口座種別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

6 同意事項

申請内容確認のために必要があるときは、住民登録状況等、町税等の納入状況、他の補助制度の利用状況等について、町の保有する情報により確認することに同意します。

同意者氏名（自署）

別記様式第2号（第8条関係）

豊頃町省エネ家電買換え支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日

様

豊頃町長

年 月 日付けで申請のあった標記補助金の交付について、次のとおり決定したので、豊頃町省エネ家電買換え支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 対象省エネ家電
- 3 製造メーカー
- 4 型式
- 5 交付年月日 年 月 日

別記様式第3号（第8条関係）

豊頃町省エネ家電買換え支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日

様

豊頃町長

年 月 日付けで申請のあった標記補助金の交付について、次の理由から
交付しないことと決定したので、豊頃町省エネ家電買換え支援事業補助金交付要綱第
8条第2項の規定により通知します。

記

1 不交付決定理由

別記様式第4号（第10条関係）

豊頃町省エネ家電買換え支援事業補助金交付決定取消し通知書

年 月 日

様

豊頃町長

年 月 日付けで補助金の交付決定をした豊頃町省エネ家電買換え支援事業補助金について、次のとおり交付決定を取り消しましたので、豊頃町省エネ家電買換え支援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知し、同要綱第11条第1項の規定により補助金の返還を命じます。

記

1 補助金交付決定の取消し理由

2 補助金交付決定額 金 円

3 返還金額 金 円

4 返還期限 年 月 日